

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-504687(P2005-504687A)

【公表日】平成17年2月17日(2005.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-007

【出願番号】特願2003-524881(P2003-524881)

【国際特許分類】

**B 6 5 D 83/08 (2006.01)**

**B 6 5 D 43/12 (2006.01)**

【F I】

B 6 5 D 83/08 G

B 6 5 D 43/12

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

底部(11)および底部に隣接した閉じた側壁(12～15、144)を有する積層材料(1)を受けるトレイ(10、110)と、少なくとも部分的にこのトレイ(10、110)を取り囲んでおり、それを緊密に閉じるカバー(30、130)とからなる積層フォイル状またはシート状材料(1)を格納し、利用できるようにする容器であって、

カバー(30、130)が、スライド・カバーとして設計されており、

トレイ(10、110)およびスライド・カバー(30、130)が、各々、長手方向(9)に対して平行な両側壁上に、相互に平行な案内要素(21)および(51)を有し、

トレイ(10、110)のすべての側壁(12～15)が、スライド・カバー(30、130)に面して、トレイ開口(19)を取り囲んでいる閉じたトレイ・シール面(18)を有し、第4の側壁(15)が、摺動方向(9)において前部に位置しており、取り出しおりとして湾曲した形状に設計してあり、

スライド・カバー(30、130)が、少なくとも部分的にまたはいくつかの領域において、3つの側壁(12～14)および底部(11)または対応する案内要素(21)を把持しており、これらの側壁(12、13)のうちの2つが、長手方向(9)に対して平行になっており、

スライド・カバー(30、130)が、トレイ(10、110)から離れるように上方に円弧を描いており、その内側部で止めウェブ(35)を押圧しており、この止めウェブの下縁が、スライド・カバー(30、130)の前縁からカバーの中心まで、トレイ・シール面(18)の下方へ下がって止めを形成しており、そして、

容器が閉ざされたときにトレイ・シール面(18)上に位置するカバー・シール面(48)が、スライド・カバー(30、130)に設けてある、

上記容器。

【請求項2】

容器が開放されたとき、トレイ開口(19)の少なくとも2/5が露出することを特徴とする、請求項1に記載の容器。

【請求項3】

積層フォイル状またはシート状材料(1)を受けるために、トレイ(10、110)の内部領域が、少なくとも材料(1)のシート平面において矩形となっていることを特徴とする、請求項1に記載の容器。

【請求項4】

トレイ・シール面(18)およびカバー・シール面(48)によって形成されるシール結合部(8)が、1つの平面に位置していることを特徴とする、請求項1に記載の容器。

【請求項5】

シール結合部(8)が、トレイ(10、110)の底部(11)に対して平行に配置されていることを特徴とする、請求項1に記載の容器。

【請求項6】

スライド・カバー(30、130)の円弧が、円筒体の側部を構成しており、この円筒体の中心線が、長手方向に対して横方向で、トレイ(10)下方の底部(11)に対して平行に位置していることを特徴とする、請求項1に記載の容器。

【請求項7】

把持用くぼみ(32)がスライド・カバー(30、130)の円弧状部に一体に形成されていることを特徴とする、請求項1または6に記載の容器。

【請求項8】

全周にわたって延びる下向きの肩部(61)が、トレイ開口(19)とトレイ・シール面(18)との間に設けてあり、この肩部上に、一度固定されるとトレイ(10、110)を閉ざすフォイル・シール(65)が設けてあることを特徴とする、請求項1に記載の容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

トレイ底部(11)には、後部止め突起(136)および前部止めウェブ(135)が形成されている。前部止めウェブ(135)は、トレイ(110)がスライド・カバー(130)から完全に外れるのを防止する。この目的のために、止めウェブ(135)(原文のまま)は、錠止するように前部底部ウェブ(183)と接触する(止めウェブ(35)の錠止機能参照)。長手方向断面において、止めウェブ(135)は、主として、三角形輪郭を有する(図10、11参照)。三角形の頂点は、後方に向いている。その結果として、初めて組み立てるとき、両方の容器部分(110、130)が弾力的に変形するから、トレイ(110)をスライド・カバー(130)内に押し込むことができる。後部止め突起(136)は、容器を閉じた状態に維持するための止めとしての機能を有し、容器が閉ざされたときに後部底部ウェブ(184)の後縁を押圧する。長手方向断面(図10、11参照)において、後部止め突起(136)は、前、後部のところで丸みが付けてあり、後部に向かって傾斜していて、初めての組み立てをより容易にすることができる。この傾斜は、図9に下から見た場合に液滴の輪郭で示してある。